

～15分で分かる～  
会社法改正  
(2021年施行)

弁護士 村上英樹



弁護士法人  
神戸シティ法律事務所

# 会社法改正

---

2019年改正

2021年3月1日から施行

(ただし、「株主総会資料の電子提供制度」については、2023年3月31日までに)

【目的】 株主総会の運営 及び 取締役の職務の執行 をより適正化

→ コーポレート・ガバナンスの向上

日本企業の競争力、信頼の向上

# 改正の内容

---

## 1 株主総会について

- ① 総会資料の電子提供制度の導入
- ② 株主提案権の濫用的行使の制限

## 2 取締役について

- ① 報酬規制の見直し
- ② 補償契約、D&O保険
- ③ 社外取締役の活用

## 3 その他

- ① 社債管理補助者制度
- ② 株式交付制度

# 1 株主総会について

---

# 株主総会資料の電子提供制度

---

## 【改正前】

原則 招集通知 + 計算書類等、株主総会参考書類などを書面により提供

例外 株主の個別承諾による電子提供が可能（会社法 旧299条3項）

## 【改正後】 ※上場企業には導入義務付け ※2023年3月31日までに施行

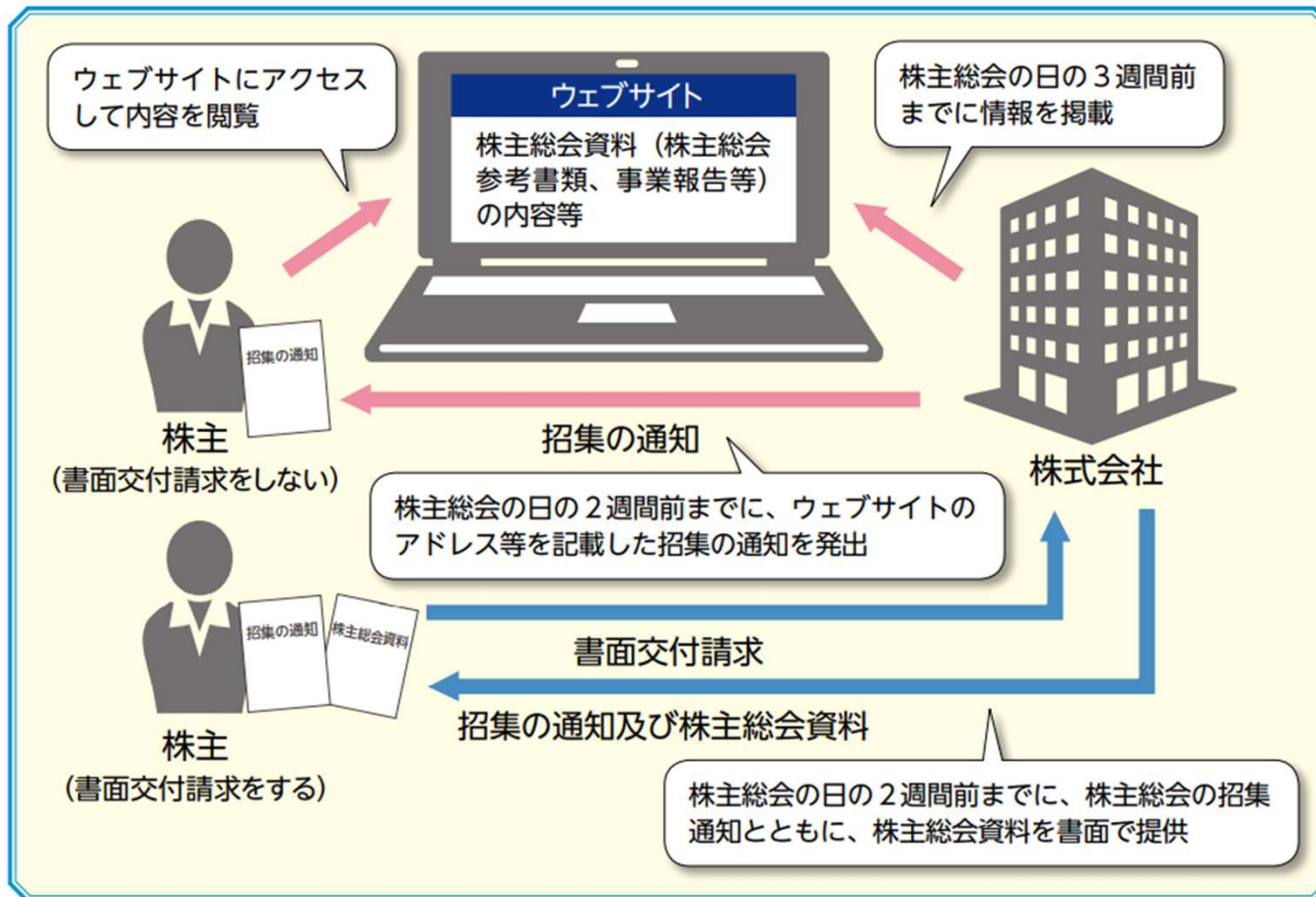
定款の定めによって導入可能な「電子提供制度」（新325条の2以下）

→ 総会資料をウェブサイトに掲載

招集通知は最低限の情報を書面で送付すればよい

総会の日時場所・目的事項・ウェブサイトのアドレス等

印刷や郵送のために要する時間や費用の削減、早期に充実した内容の資料提供が可能に



法務省パンフレットより引用

<http://www.moj.go.jp/content/001327488.pdf>

# 株主提案権の濫用的行使の制限

---

## 【改正法】

取締役会設置会社における議案要領通知請求権について、

議案の数が10個を超えたものは、その超える部分について会社が拒絶できる。

(新法305条4項、5項)

## 「株主提案権」

株主総会において決議することについて株主が提案する権利

- ① 議題提案権（303条） 例 「取締役選任の件」
- ② 議案提出権（304条） 例 「〇〇氏を取締役に選任すること」
- ③ 議案要領通知請求権（305条） 総会に先立って、全株主に通知するよう会社に請求する

※ 取締役会設置会社では招集通知に記載された事項以外は決議することができない（309条5項）

# 改正の内容

---

## 1 株主総会について

- ① 総会資料の電子提供制度の導入
- ② 株主提案権の濫用的行使の制限

## 2 取締役について

- ① 報酬規制の見直し
- ② 補償契約、D&O保険
- ③ 社外取締役の活用

## 3 その他

- ① 社債管理補助者制度
- ② 株式交付制度



## 2 取締役について

---

# 取締役の報酬規制見直し（考え方）

---

## 【従来の取締役の報酬規制】

「**お手盛り防止**」（全員の報酬の限度額を定款または株主総会の決議で定める）  
個人別の報酬は柔軟に定められるという考え方



しかし、これだけでは不十分ではないか？

取締役の報酬を、取締役が適切に職務を執行するためのインセンティブの手段に  
必要に応じて、**会社発展のためにリスクも取って抜本的な施策を講じることも**

# 取締役の報酬規制見直し（内容1）

---

## ① 報酬の決定方針の義務付け

上場企業等の大規模会社

取締役会が、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

を決定しなければならない（新361条7項柱書）

→（具体的には）

報酬総額または算定方法に関する方針

業績連動報酬において用いる業績指標の内容など

（新 会社法施行規則98条の5）

# 取締役の報酬規制見直し（内容2）

---

## ② 株式報酬・ストックオプションに関する決定事項の明確化

定款・株主総会決議による決定事項（新法361条1項）

株式報酬議案                  株式の数の上限など

ストックオプション          新株予約権の数の上限など

## ③ 株式無償発行・0円ストックオプションの解禁

【改正前】 株式を無償で発行することは認められていない（出資が必要）  
新株予約権の行使にも必ず出資が必要とされていた

【改正後】 可能に（新法202条の2、236条3項、4項）

## ④ 事業報告における情報開示

# 補償契約・D&O保険に関する規定

## 補償契約（会社補償） 新法430条の2

会社が役員等に対して、

職務の執行に際して負う損害賠償責任やその防御に必要な費用 を負担する契約

## D&O保険（役員等賠償責任保険契約） 新法430条の3第1項

会社が契約者となり、役員等が職務の執行に関して負う責任等を補填する保険

メリット 経営陣が過度に保守的にならず果敢な意思決定をするよう促すこと

外国からの優秀な人材確保、社外取締役の人材確保

注意点 モラルハザードを生じさせないこと

# 補償契約に関する規定

---

## ① 補償契約の内容

取締役会決議（取締役会非設置会社は株主総会決議）

により決定しなければならない

（新法430条の2第1項）

## ② 補償可能な範囲の限界

（新法430条の2第1項～第3項）

## ③ 事業報告における開示

# D & O保険に関する規定

---

## ① 保険契約の内容

取締役会決議（取締役会非設置会社は株主総会決議）

により決定しなければならない

（新法430条の3第1項）

## ② 事業報告における開示

# 社外取締役の活用

---

## ① 業務執行の社外取締役への委託

【旧法】 会社の業務執行を委託すると、社外取締役は社外取締役の資格を失う  
(旧法 4 2 7 条 1 項)

【新法】 ([MBOマネジメント・バイアウト](#)の場面や[親子会社間の取引](#)の場面など)  
株式会社と取締役との利益が相反する状況にあるときなど  
→取締役会の決議によって、

会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができる

委託された業務の執行をしても社外取締役の資格を失わない (新法 3 4 8 条の 2)

## ② 社外取締役を置くことの義務付け (上場会社等)



# 改正の内容

---

## 1 株主総会について

- ① 総会資料の電子提供制度の導入
- ② 株主提案権の濫用的行使の制限

## 2 取締役について

- ① 報酬規制の見直し
- ② 補償契約、D&O保険
- ③ 社外取締役の活用

## 3 その他

- ① 社債管理補助者制度
- ② 株式交付制度

# 3 その他

---

# その他の改正

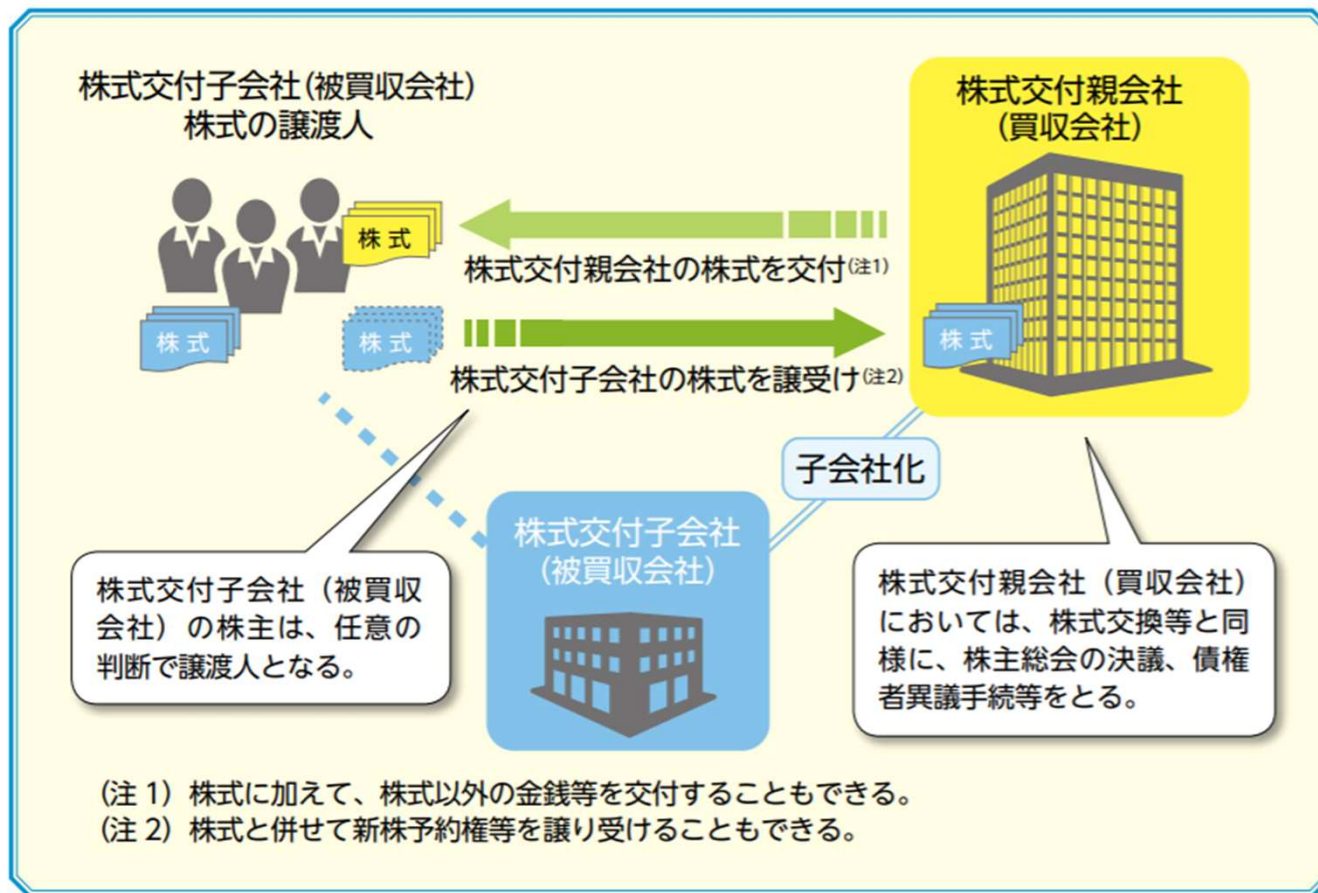
---

## ① 社債管理補助者（新法 7 1 4 条の 2 以下）

「社債管理者」（旧法下）よりも簡易な（権限、責任狭い）第三者による管理制度

## ② 株式交付（新法 7 7 4 条の 2 以下）

会社買収の場面で「株式交換」（旧法下）よりも使い易く  
100%買収の場合でなくても使える



法務省パンフレットより引用

<http://www.moj.go.jp/content/001327488.pdf>

# 改正の内容

---

## 1 株主総会について

- ① 総会資料の電子提供制度の導入
- ② 株主提案権の濫用的行使の制限

2023年3月31日までに施行

2021年3月1日より施行（済み）

## 2 取締役について

- ① 報酬規制の見直し
- ② 補償契約、D&O保険
- ③ 社外取締役の活用

以下同じ

## 3 その他

- ① 社債管理補助者制度
- ② 株式交付制度